【定期点検の義務化及び点検結果の判定基準について】

○近接目視点検の義務化

　道路法の改正（H25.9.2）省令・告示の施行（H26.7.1）により、橋梁・トンネル等の５年に１回、近接目視を基本とした点検が義務化されました。また、健全性の診断結果が４段階に区分されました。したがいまして、平成２６年７月以降に実施した点検は、触診や打音検査ができる距離まで近づき近接目視点検を実施した結果を４段階の判定基準に置き換えて掲載しています。４段階（Ｉ～Ⅳ）のそれぞれの判定区分及び区分ごとの状態は下記のとおりになります。

表１－近接目視点検による判定区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 状態 |
| Ⅰ | 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態。 |
| Ⅱ | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 |
| Ⅲ | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 |
| Ⅳ | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 |